

社員を一人でも雇用したら
知っておいていただきたい労務管理の基礎知識
⑥労働保険・社会保険

2023年12月29日（金）

社労士・行政書士イノキュウ
井上久社会保険労務士・行政書士事務所
井上 久

自己紹介・略歴

名前 井上 久 (いのうえ ひさし)
生年月日 1955年(昭和30年)11月25日生(68歳)
住所 〒168-0072 東京都杉並区高井戸東2-23-8
事業所 井上久社会保険労務士・行政書士事務所
電話番号等 電話・FAX 03-5370-4764 携帯 090-6483-3612
メールアドレス inokyuu1125@yahoo.co.jp
ホームページ: <http://www.inokyuu1125.jp>
フェイスブック: <https://www.facebook.com/hisashi.inoue.54/>

1978年3月 慶應大学卒業
1978年(昭和53年)4月 日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン株式会社)入社
2004年8月~2008年3月 日本興亜損保 神奈川支店長
2017年4月 損害保険ジャパン株式会社 「本社お客さま相談室」総括主幹
2021年3月 損害保険ジャパン株式会社 65歳定年退職
2021年4月 井上久社会保険労務士・行政書士事務所開業、

現在に至る

社員を一人でも雇用したら 知っておいていただきたい労務管理の基礎知識

- ①労働法の基礎知識
- ②雇用形態の多様化と法律
- ③募集・採用から配転・出向・転籍・解雇・退職まで
- ④賃金
- ⑤労働時間・休憩・休日・休暇など
- ⑥労働保険・社会保険

⑥労働保険・社会保険

1.働く上での公的保険 公的保険の概要

求人情報を見ると「各種保険完備」などと書かれていることがあります。これは会社が労働保険（労災保険・雇用保険）社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していて、その会社で働く労働者にはそれらの制度が適用されていることを示しています。

労働保険・社会保険とは、病気やケガをしたとき、失業したとき、出産をしたとき、高齢になったときなど、働けなくなってしまうような様々な場面で必要な給付を受けられるようにして、労働者の生活を守ることを目的とした国および関係機関が運営する制度です。

・パートタイマーの社会保険への加入はどう判断すればよい？ 今後はどうなる？

〈公的保険の概要〉

		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金
適用		法人の事業所は強制適用			
対象者	労働者	全て ・アルバイトも ・パートタイマーも ・不法就労者も	・常時雇用される者 ・パートタイマーは 労働条件が就業規則・雇用 契約書等に明確に定められ ていて、次の両方に該当す る場合は加入対象 ① 1週間の所定労働時間 20 時間以上 ② 31日以上引き続き雇用さ れることが見込まれる	・常時雇用される者 ・パートタイマーは 次の両方がそれぞれ正社員 の 3/4 を超える場合は加入 対象 ① 1日または1週間の勤務 時間 ② 1ヵ月の勤務日数	
	経営者	対象外 特別加入制度あり	対象外	対象	対象
	年齢	全年齢	65歳まで 例外あり	75歳まで	70歳まで
保険料	負担	全額事業主	労使	労使折半	
	料率	2.5/1000 ～ 89/1000 H24.4月～	13.5/1000～16.5/1000 H24.4月～ 一般 13.5/1000 農林水産・清酒製造 15.5/1000 建設 16.5/1000	<協会けんぽ 神奈川県> 9.98% H24.3月分～ (介護保険 1.72%) H26.3月分～	<一般> 17.474% H26.9月分～ <船員等> 17.688% H26.9月分～

※自営業者や無職の方は、原則として、労災保険・雇用保険には加入せず、健康保険は国民健康保険に、年金は国民年金（20～60歳）に加入することになります。

〈社会保険の新しい加入ルール〉

社会保険（厚生年金・健康保険）の加入ルールが平成28年10月から次のように変更されました。（国民年金法等の一部を改正する法律：平成24年8月成立）

①週20時間以上

②月額賃金8万8,000円以上（年収106万円以上）

③勤務1年以上

④従業員が101人以上の企業（被保険者数で判断、学生は適用除外）

のすべての要件を満たす場合は短時間労働者でも社会保険に加入

パートの社会保険は2種類の加入条件があります。

①1つ満たしていれば加入

1週間の所定労働時間が正社員の4分の3以上（一般的に週30時間以上）であること

①の対象外でも、②を全て満たしていれば加入できます。

②全て満たしていれば加入

賃金が月額8.8万円（年収106万円）以上であること

1週間の所定労働時間が20時間以上であること

契約期間が1年以上の見込みであること

学生ではないこと

2. 労災保険 業務災害・通勤災害とは？

(1) 労災保険

「労災保険」とは、労働者が「業務上」または「通勤途上」で災害などにあつてケガをしたり病気にかかった場合に、労働者自身や遺族の生活を保護するために必要な給付を行う制度です。

「業務上」の災害といえるためには

- ①労働者が、事業主の指揮命令下に置かれている状態でケガをしたり、病気にかかったりしたこと（業務遂行性）
- ②労働者が業務に従事している業務とケガなどとの間に客観的な関係があること（業務起因性）

の2つの要件を満たさなければなりません。

「通勤途上」の災害にあたるかどうかは、労働者が合理的な方法および経路によって通勤していたかどうかなどを、総合的に判断して認定します。

・通勤途上で心不全を発病したが労災保険は適用されるか？うつ病などの労災は？

(2) 労災保険の適用と保険料

原則として、労働者を一人でも雇用していると、業種や規模に関係なく労災保険の適用事業所となり、保険加入しなければなりません。なお、事業主が加入手続をしていなくても、保険給付が受けられる場合があります。

雇用関係がある労働者であれば、全員が対象となります。また、中小企業事業主とその家族従業者、海外派遣者などは対象となりませんが、特別加入できる場合があります。

保険料は、事業主が全額を負担し、労働者の負担はありません。

保険料率は1000分の2.5から88まで大きな幅があります（令和5年4月1日現在）。

(3) 給付の種類

労災保険には、次のような7種類の保険給付があります。また、本来のほか、労働福祉事業の一環として、保険給付金に加算される特別支給金の制度もあります。

- ①療養（補償）給付：治療や診察を受けられます。原則として本人負担はありません。
- ②休業（補償）給付：賃金が受けられない場合に、休業の4日目から「給付基礎日額」（平均賃金）の6割が支給されます。なお、特別支給金として2割が上乗せ支給されます。
- ③傷病（補償）年金：ケガや病気による療養を開始してから、1年6ヵ月を経過して治らない場合に、年金が支給されます。
- ④障害（補償）給付：障害が残っている場合に：障害の程度に応じて年金または一時金が支給されます。

⑤介護（補償）給付：傷病（補償）年金や障害（補償）給付を受給し、現に介護を受けている場合に、その介護に要した費用が支給されます。

⑥遺族（補償）給付：死亡した場合に、遺族に対して年金や一時金が支給されます。

⑦葬祭料（葬祭給付）：葬祭を行った者に対して支給されます。

「給付基礎日額」とは、原則として、給付日額を算定すべき事由の発生した日（たとえば、ケガをした日）以前3ヵ月間に、その労働者に対して支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った金額をいいます。

3. 労働安全衛生法

(1) 健康診断

会社は、労働者を雇い入れる時と、その後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければならないことになっています。

①雇い入れ時健康診断

「雇い入れ時健康診断」は、常時使用する労働者を雇い入れる直前または直後に実施することが義務付けられています。パートタイマーは、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上あり、雇用期間の定めのない者か契約の更新により1年以上雇用される予定の者が対象になります。

ただし、その労働者が医師による健康診断を受けた後3ヵ月を経過しない場合に、健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目については実施する必要はありません。

②「定期健康診断」は、常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施することが義務付けられています。さらに、特定業務（深夜業・有害物質の取り扱いなど）に常時従事する労働者に対しては、6ヵ月以内ごとに1回、定期的に実施するものとしています。

会社は、定期健康診断を実施した際に、その結果を労働者に通知する義務があります。結果が思わしくない場合などは、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは労働者に対して就業場所の変更・作業の転換・労働時間の短縮などの措置を講じなければなりません。

- ・健康診断を受診しない労働者への懲戒処分は可能？

4. 雇用保険 パートなどの加入は？

(1) 雇用保険

「雇用保険」とは、労働者が失業した場合などに、労働者の生活の安定を図るとともに再就職を促進するために必要な給付などを行う制度です。

雇用保険には、失業者の生活安定のために支給する失業等給付のほか、事業主に対する雇用保険3事業が含まれます。

(2) 雇用保険の適用と保険料

原則として、労働者を一人でも雇用していると、業種や規模に関係なく雇用保険の適用事業所となり、保険加入手続をしなければなりません。事業主が加入手続をしていなくても、過去2年間でさかのぼって加入し、保険の給付を受けられる場合があります。

雇用関係がある労働者であれば、全員が対象となります。
雇用保険に加入するためには、
勤務開始時から最低31日間以上働く見込みがあること
1週間あたり20時間以上働いていること
学生ではないこと（例外あり）
の3つの条件を満たす必要があります。

保険料は、賃金総額に雇用保険料率を乗じた額を事業主と労働者がそれぞれ負担割合に応じて負担します。たとえば、一般の事業所の場合、事業主の負担は賃金総額の1000分の9.5、労働者の負担は1000分の6.0となります（令和5年4月1日現在）。

(3) 給付の種類 (失業等給付)

失業等給付には、次のような4種類の給付があります。

- ①**求職者給付**：被保険者の状況により給付内容は異なります。
- ②**就職促進給付**：再就職を促進するために支給されます。
- ③**教育訓練給付**：主体的な能力開発を支援するために支給されます。
- ④**雇用継続給付**：高年齢者や育児・介護休業取得者の職業生活の円滑な継続を援助・促進するために支給されます。

(4) 基本手当

求職者給付の大半を占めるのは「基本手当」です。基本手当とは、被保険者が失業したときに支給される給付です。受給するには、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ① 離職によって、被保険者資格の喪失が確認されていること
- ② 労働の意思・能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること
- ③ 離職の日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上（特定受給資格者または特定理由離職者については離職の日以前1年間に6ヵ月以上）あること

- ・ **特定受給資格者**

**離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく
離職を余儀なくされた受給資格者（雇用保険法施行規則に特定受給資格者
の判断基準が規定されています）**

- ・ **特定理由離職者**

期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）および一定の理由のある自己都合により離職した者

基本手当の所定給付日数は、受給資格者の年齢・被保険者期間・離職理由などに応じて、次の表のように90日～360日の範囲で定められています。

①特定受給資格者・特定理由離職者の場合

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		240日		270日	
45歳以上 60歳未満		180日		240日	270日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

②自己都合・定年退職などにより離職した者（一般離職者）の場合

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日		120日	150日

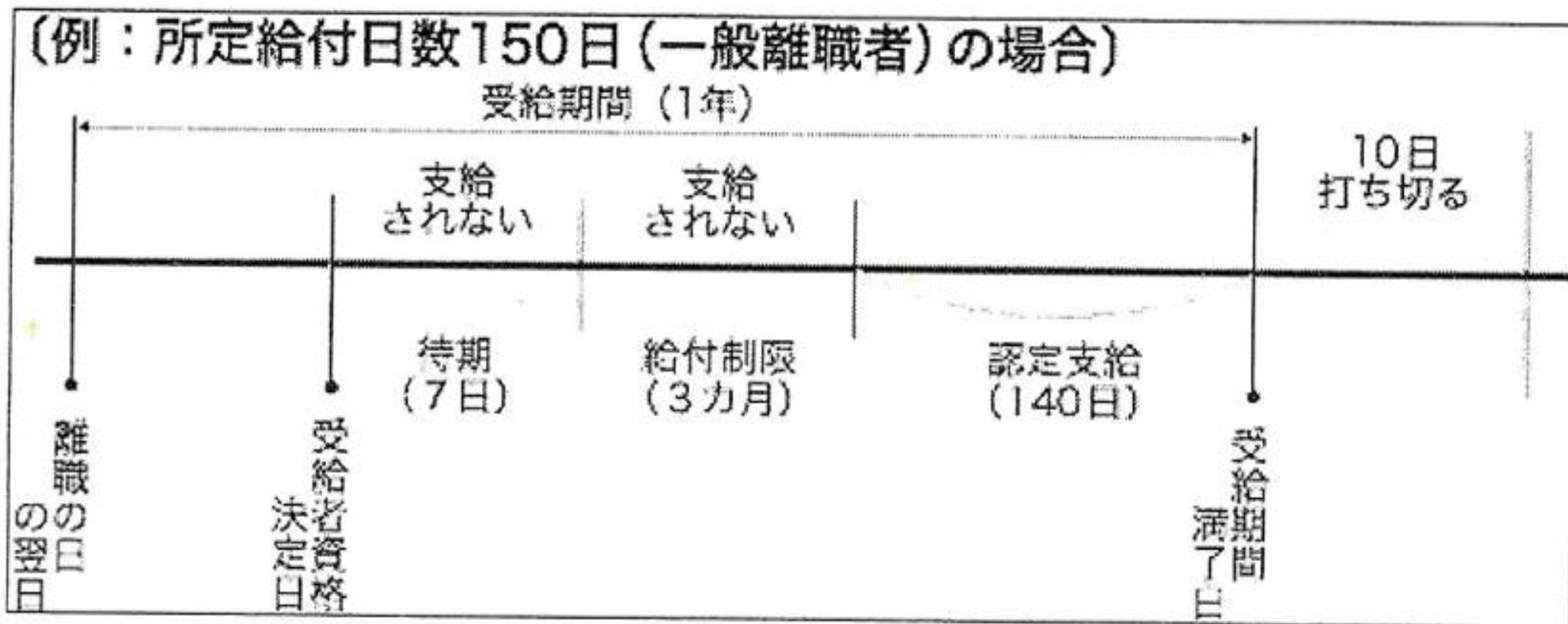
③就職困難者の場合

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

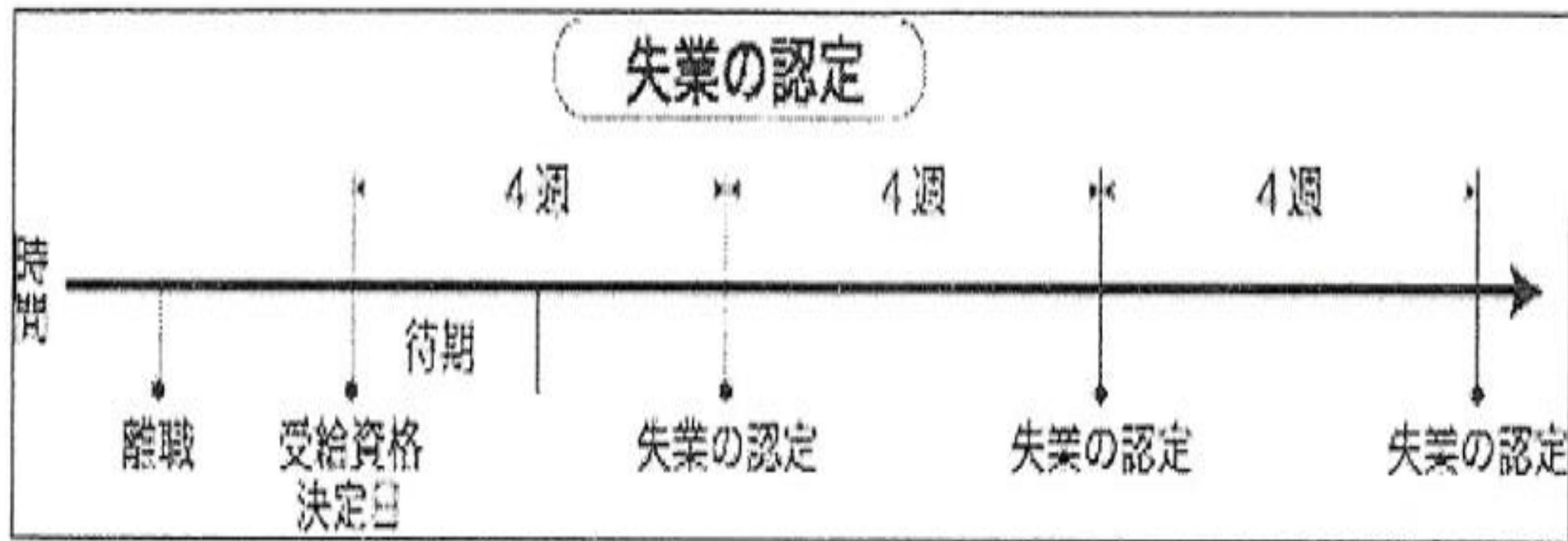
・就職困難者

身体障害者・知的障害者・刑法などの規定により保護観察に付された者・社会的事情により就職が著しく阻害されている者

基本手当は、原則として離職した日の翌日から1年間に限って支給されます。したがって、たとえ所定の給付日数が残っていても、1年間の受給期間を経過してしまえば受給資格を失います。また、待期（7日）に加えて、自己都合退職の場合は給付制限期間（3ヵ月）があります。



基本手当は、原則として4週間に1回、失業の認定を受けた日数分が支給されます。



基本手当の日額は、受給資格者の賃金日額（原則として離職前の6ヵ月の賃金の合計額（賞与は除く）を180で割った額）のおよそ50～80%（60歳以上65歳未満の方は45～80%）に相当する額です。離職時の年齢に応じて上限額が定められております。

〈※ハローワークで提供されるサービス〉

ハローワーク（公共職業安定所）は国が運営する地域の総合的雇用サービス機関です。求職者に対して以下のサービスを提供しています（サービスはすべて無料です）。

- ①窓口での職業相談・職業紹介
- ②雇用保険の給付や訓練・生活支援給付金の給付
- ③公的職業訓練制度の紹介

ハローワークでは、地域の求人情報について求人検索パソコンや職種ごとにまとめたファイルなども公開しています。また、インターネットを通じて、ハローワークインターネットサービスを利用することもできます。

5. 健康保険 その給付と活用方法は？

(1) 健康保険

「健康保険」とは、事業所で働く労働者とその家族が加入する公的医療保険をいいます。健康保険には、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ、平成20年10月に政府管掌健康保険から移管）と健康保険組合が保険者である組合管掌健康保険（組合健保）の2種類があります。（その他に公務員の共済組合などがあります）。

(2) 健康保険の適用と保険料

すべての法人事業所および労働者5人以上の個人事業主は、強制的に保険に加入しなければなりません（強制適用事業所）。健康保険では、働いている労働者（被保険者）だけではなく、その家族なども「被扶養者」として保険給付を受けることができます。

被保険者となれる人は以下の条件などを組み合わせて判断されます。

- ①被保険者との一定の親族関係があること
 - ②被保険者の収入によって「生計維持」されていること
 - ③被保険者と一緒に生活（同居）していること
- ①と②が条件⇒配偶者・被保険者の父母・祖父母・子供・孫など
- ①と②と③が条件⇒被保険者の兄弟・配偶者の父母・祖父母など

「生計維持とは、被扶養者となる人の年収130万円（60歳以上の人または障害者は180万円）未満で、原則として被保険者の年収の2分の1以下であることをいいます。

保険料は、事業主と労働者（被保険者）が半分ずつ負担します。保険料の納付は事業主が行い、被保険者が負担する保険料は、一般的には翌月に支払われる給料から差し引かれます。保険料は、被保険者の「標準報酬月額」あるいは「標準賞与額」に「保険料率」を掛けて算出します。

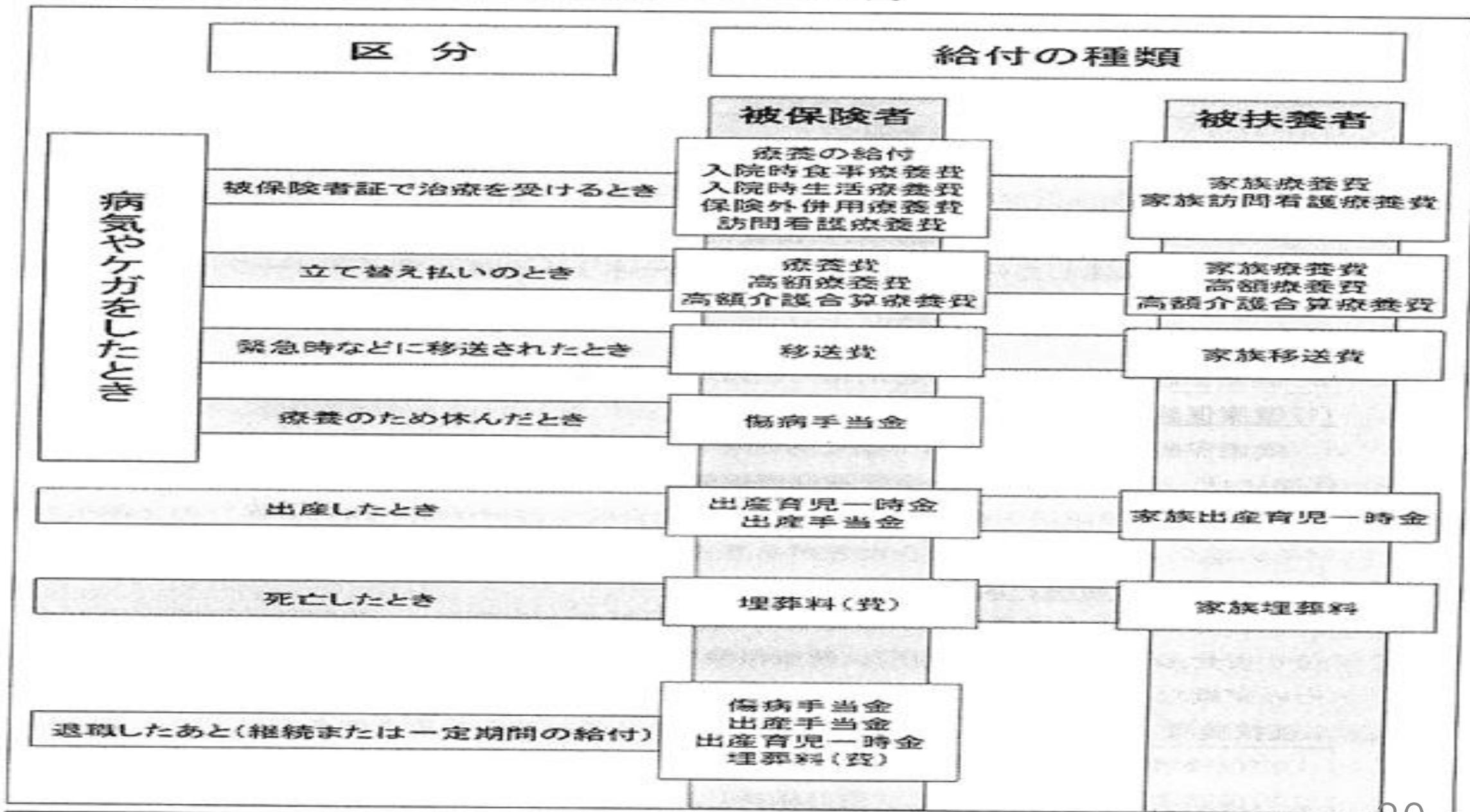
協会けんぽの保険料率（平成26年10月現在、神奈川県の場合）は、9.98%（被保険者負担分は4.99%）、介護保険に該当する被保険者（40歳以上65歳未満）は11.70%（被保険者負担分は5.85%）です。組合健保の保険料率は、一定の範囲で独自に決めています。

(3)主な給付の種類

健康保険では、業務外の事由により病気になったりケガをしたときに、必要な医療の給付や手当金の支給が受けられます。

健康保険には、次のような種類の保険給付があります。

健康保険には、次のような種類の保険給付があります。



①療養の給付

被保険者が健康保険を扱っている病院・診療所に「被保険者証」を提示すると、診察・治療・薬の支給・入院などの必要な医療を受けられます。通院・入院とも医療費の7割が療養の給付として支給され、残りの3割が自己負担となります。

②家族療養費

被扶養者についても、通院・入院とも医療費の7割が家族療養費として支給され、残りの3割が自己負担となります。なお、未就学児の場合は2割、70歳～74歳の方の場合は2割（ただし平成24年度中は1割、現役並み所得者は3割）です。

③高額療養費

被保険者・被扶養者が同一月に支払った医療費の自己負担額が、一つの病院・診療所ごとに計算して一定額を超えたときは、高額療養費として超えた金額が払い戻されます（事前に限度額適用認定も可能、原則として本人の申請が必要）。

④傷病手当金

被保険者が病気やケガのために仕事につけない日が4日以上続き、その間賃金が支給されないときに、4日目から1年6カ月の範囲内で、休んだ日1日につき、原則として標準報酬日額（標準報酬月額を30で割った額）の3分の2が傷病手当金として支給されます。

⑤ 出産育児一時金・出産手当金

被保険者あるいは被扶養者である妻が出産をしたとき、一児につき42万円（産科医療補助制度に加入する医療機関において出産した場合、それ以外の場合は39万円）が出産一時金として支給されます。

被保険者が、出産で仕事を休み、その間賃金が支給されないときは、分娩日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から実際の分娩日後56日までの期間、1日につき標準報酬日額の3分の2が出産手当金として支給されます。

⑥ 埋葬料・家族埋葬料

被保険者が死亡したときは、埋葬を行った家族に5万円が埋葬料として支給されます。被扶養者が死亡したときは、被保険者に家族埋葬料として5万円が支給されます。

6. 厚生年金保険 その仕組みと給付は？

(1) 厚生年金保険

「厚生年金保険」とは、事業所で働く人のための年金制度で、老齢になったり、障害者となって働けなくなったり、死亡したときのために労働者や家族の生活資金を準備する制度です。

事業所で働く労働者の年金は、2・3階建ての建物をイメージするとわかりやすく、1階部分に当たるのが、年金制度の基礎となる国民年金（基礎年金）、2階部分が厚生年金保険です。さらに3階部分として厚生年金基金（企業年金）が上積みされる場合もあります。

したがって、老齢になって年金を受け取るときは、国民年金から老齢基礎年金が、厚生年金保険からは老齢厚生年金が支給されることになります。

<年金制度の概要>

	厚生年金基金	職域加算	
国民年金基金	厚生年金	共済年金	
国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者		国民年金 第3号被保険者
自営業者・学生など	会社員	公務員	会社員・公務員に扶養 されている配偶者

※20歳以上の方は国民年金に加入します(1階部分)。働き方によって、2・3階部分にも加入することになります。

(2) 厚生年金保険の適用と保険料

すべての法人事業所および労働者5人以上の個人事業所は、強制的に保険に加入しなくてはなりません（強制適用事業所）。

保険料は、健康保険と同じように、事業主と労働者（被保険者）が半分以上ずつ負担します。

保険料の納付は事業主が行い、被保険者が負担する保険料は、一般的には翌月に支払われる給料から差し引かれます。保険料は被保険者の「標準報酬月額」あるいは「標準賞与額」に「保険料率」を掛けて算出します。

保険料率は18.3%（令和5年4月1日現在）、被保険者の負担は半分の9.15%となります。

(3) 主な給付の種類

① 老齢厚生年金

65歳から国民年金の老齢基礎年金に上乗せする形で、老齢厚生年金が支給されます。現在、経過措置として60歳～64歳の間で「特別支給の老齢厚生年金」などの支給が開始されています。ただし、老齢基礎年金を受ける資格期間（公的年金の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上）を満たしていることが条件です。

②障害厚生年金

被保険者が、在籍中の病気やケガにより一定の障害（障害等級1級から3級）が残った場合、障害厚生年金が支給されます。障害等級1級・2級に認定された場合は、障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金が支給されます。3級に認定されないような軽い障害であっても、一時金として「障害手当金」が支給されることがあります。

③遺族厚生年金

被保険者あるいは被扶養者であったものが死亡した場合、次の条件のいずれかに該当すると遺族に遺族厚生年金が支給されます。

- ・被保険者である期間に死亡
- ・被保険者であった期間に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡
- ・1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡
- ・老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている人が死亡

遺族厚生年金が受けられる遺族は、死亡した人に生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母です。妻以外の遺族は一定の要件を満たす必要があります。

〈ポイント〉

- ・ 労災保険は、労働者を1人でも雇用していれば、すべての事業所に適用されます。加入対象者は、雇用形態や名称にかかわらずすべての労働者です。窓口は労働基準監督署です。
- ・ 雇用保険は、労災保険同様、労働者を1人でも雇用していれば、すべての事業所に適用されます。パートも一定の要件を満たせば加入することになります。窓口は公共職業安定所です。
- ・ 健康保険・厚生年金保険は、事業主や労働者に加入の自由があるのではなく、加入要件さえ満たしていればすべて加入しなければなりません。保険料は事業主・労働者が折半して負担します。窓口は健康保険協会支部（組合健保の場合はその組合）・年金事務所です。

〈現場からのクエスチョン〉

- ・出張先で休日に事故に遭ったが労災保険は適用されるのか？
- ・労災保険に未加入であったが業務災害があった。保険給付をもらえるのか？
- ・契約社員が期間満了直前に業務災害に遭った。退職後も保険給付がもらえるのか？
- ・定期健康診断の費用は全額会社負担なのか？
- ・健康診断で問題があっても放置して死亡した場合は会社の責任が問われるのか？
- ・病気で退職してから悪化し労務不能の診断が出た。傷病手当金は受給できないのか？

何でもご遠慮なくご相談ください。

社労士・行政書士イノキュウ

井上久社会保険労務士・行政書士事務所

特定社会保険労務士・特定行政書士

井上 久

電話番号 090-6483-3612

ホームページ イノキュウ⇒検索

フェイスブック イノキュウ⇒検索

ユーチューブ イノキュウ⇒検索

杉並区で交通事故相談なら 相談無料 社労士・行政書士イノキユウ

イノキユウは井上久のニックネームです。

こんなお悩みはありませんか？

- 保険会社の担当者が言っていることは正しいのをお知らせを知りたい
- 保険会社の担当者に対し、どのように対応したいのをお知らせを知りたい
- 弁護士に相談したいが、いくらかかるかわからないので相談できない



あなたのお悩み、井上久社会保険労務士・行政書士事務所へお任せください！



井上久です。
お気軽にご相談ください

こんにちは、井上久社会保険労務士・行政書士事務所の井上久です。サイトへのご訪問、ありがとうございます。

杉並区で交通事故相談なら、社労士・行政書士イノキユウへどうぞ。交通事故相談、クレーム対応、就業規則の作成、障害年金の請求支援・相続手続代行・遺言書作成等を行う社会保険労務士、行政書士事務所です。

「本気・本音・本物」のアドバイスをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

[代表者あいさつはこちらへ](#)

お気軽にお問合せください



お電話でのお問合せ・相談予約

090-6483-3612

ファームでのお問合せ・相談予約は24時間受け付けております。お気軽にご連絡ください。

[お問合せ・ご相談フォーム](#)

新着情報・お知らせ

2021/02/19

ホームページを公開しました

2021/02/18

「サービスのご案内」ページを更新しました

2021/02/17

「事務所概要」ページを作成しました

[トップページ](#)

[選ばれる理由](#)

[サービスのご案内](#)

[交通事故相談](#)

[クレーム・ヘビークレーム対策](#)

[就業規則の作成及び見直し](#)

お問合わせ・パンフレット（三つ折りチラシ）請求フォーム

以下のフォームに必要事項をご記入の上、「送信する」ボタンをクリックしてください。

お名前 必須	<input type="text"/> <small>(例：山田太郎)</small>
電話番号	<input type="text"/> <small>(例：090-0000-0000)</small>
メールアドレス 必須	<input type="text"/> <small>(例：sample@yamadaho.jp)</small>
ご質問はこうらへどうぞ 必須	<input type="text"/>

問合せをする

※次の画面が出るまで、4～5秒お待ちください。
続けてご回答がないようにお願いたします。

[トップページはこちらへ](#)

[サービスのご案内はこちらへ](#)

[トップページ](#)

[選ばれる理由](#)

[サービスのご案内](#)

[交通事故相談](#)

[クレーム・ヘビークレーム対策](#)

[就業規則の作成及び見直し](#)

[相続手続代行・遺言書原案作成](#)

[障害年金の請求支援・助成金の申請支援](#)

[イノキユウサポートクラブ](#)

[サービスの流れ](#)

[お客さまの声](#)

[事例紹介](#)

[事例紹介①](#)

[事例紹介②](#)

[事例紹介③](#)

[よくあるご質問](#)

[事務所概要](#)

[代表者あいさつ](#)

[お役立ち情報](#)

[お問合わせ・パンフレット請求](#)